

# 玉滝地区市民センター屋根補修工事

No	図面名称
1	付近見取図・設計概要・仕上表・仮設計面図
2	建築改修工事特記仕様書No1
3	建築改修工事特記仕様書No2
4	屋根伏図
5	天井伏図
6	立面図
7	補修詳細図



# 工事名 玉滝市民センター屋根補修工事

## I 工事概要

1. 工事場所 伊賀市玉滝地内
2. 工事内容 建物名：玉滝市民センター  
・上記建物の屋根補修工事

## II 建築改修工事仕様

### 1. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」（以下「改標仕」）による。

### 2. 特記仕様

- (1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2)特記事項は、◎の付いたものを適用する。  
◎印が付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。
- (3)特記事項に記載の( )内表示番号は建築改修工事標準仕様書の当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
一般 共通 事項	① 適用基準等	◎公共建築改修工事標準仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版） ◎建築工事標準詳細図 建設大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版） ・プラント再生舗装技術指針 日本道路協会（平成4年版）
	② 工事実績情報の登録等	・請負者は、受注時において工事請負代金額500万円以上2500万円未満の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき受注時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、10日以内に登録申請しなければならない。 また、(財)日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。 ◎請負者は、下請負に付する場合は、部分下請届出書及び施工体制台帳を監督員に提出しなければならない。
	③ 発生材の処理等	・引き渡しを要するもの( ) (I.1.13) ・特別管理産業廃棄物 ※有( ) 処理方法( ) ・現場において再利用を図るもの( ) ・再生資材の利用を図るもの ・アスファルトコンクリート塊 ・セメントコンクリート塊 ・建設発生木材 ・引渡を要するもの、再生資源の利用を図るものについては調査作成し、監督員へ提出すること。 ◎引渡を要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切処理し、監督員に報告する。 (マニフェストA票とE票については写しと種類別集計表を作成して提出すること)

④ 施工条件	・監督員と協議し決定する。(1.3.5) 施工可能日 ◎指定なし 施工可能時間帯 ※指定なし ◎監督員と打合せの上決定 部位別の施工順序 ◎指定なし 工事車両の駐車場 ※指定なし ◎敷地内駐車場 資材置場 ※指定なし ◎監督員と打合せの上決定																				
⑤ 技能士	※職種別に可能なものについては積極的に活用すること。(1.6.2)																				
⑥ 書類の書式	工事施工における提出書類は、次による <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>提出書類</th> <th>部数</th> <th>提出期限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>工程表</td> <td>1</td> <td>契約締結後5日以内</td> <td>実施工程表の書式等は、監督員の指示による。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工事履行状況報告書</td> <td>2</td> <td>1ヶ月毎</td> <td>写真</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>施工計画書</td> <td>2</td> <td>契約締結後30日以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	提出書類	部数	提出期限	備考	1	工程表	1	契約締結後5日以内	実施工程表の書式等は、監督員の指示による。	2	工事履行状況報告書	2	1ヶ月毎	写真	3	施工計画書	2	契約締結後30日以内	
番号	提出書類	部数	提出期限	備考																	
1	工程表	1	契約締結後5日以内	実施工程表の書式等は、監督員の指示による。																	
2	工事履行状況報告書	2	1ヶ月毎	写真																	
3	施工計画書	2	契約締結後30日以内																		
⑦ 施工計画調査	調査 ◎行う (1.5.1) ◎瓦はがし時に、野地板の腐朽範囲の調査を行う。																				
⑧ 建築材料等	◎本工事に使用する建築材料等は、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」（平成29年版）（以下「評価名簿」という）及び別記記載の資材及び見張りメーカー（参考）又はこれらと同等とする。 ◎品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。また、建設工事で得られた再生資源の活用はもろろんのこと、他産業の廃棄物で得られた再生資源についても利用促進を図るものとする。 ◎① 合板、木質系フローリング、構造用ベニ板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウレタン樹脂及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを 発散しないか、F☆☆☆☆であること。または、該当製品が無い場合は、使用しようとする材料の比較資料を提出して監督員の確認を受けたものとする。 ② 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒドについては①とし、ホルムアルデヒドを 発散しないものとし、該当製品が無い場合は、使用しようとする材料の比較資料を提出して監督員の確認を受けたものとする。 ③ 接着剤は、フタル酸エステル及びフタル酸ジエステルを含有しない難燃性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒドについては①とし、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、イソペンテンを 発散しないものとし、該当製品が無い場合は、使用しようとする材料の比較資料を提出して監督員の確認を受けたものとする。 ④ 塗料は、ホルムアルデヒドは①とし、トルエン、キシレン、イソペンテンを 発散しないものとし、該当製品が無い場合は、使用しようとする材料の比較資料を提出して監督員の確認を受けたものとする。 ⑤ ①から④の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、①から④の各項による。																				
⑨ 施工中の安全管理	◎接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布料を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分にに行い、室内に発散した化学物質等を室外へ放出させること。																				
⑩ 特別な材料	◎建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。																				
⑪ 騒音・振動の防止	◎低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械をできる限り使用する。 ◎特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法及び振動規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は監督員の承認を得てから行うこと。																				
⑫ 排出ガス対策	◎排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械をできる限り使用する。																				

⑬ 工事写真	着工時敷地及び周辺の道路、建築物、工作物等の現況の撮影。(1部) 工事中一進捗状況の撮影記録をすると共に、特に竣工後、隠ぺい又は埋設される部分は被写体に巾広テープを添えて撮影する。(1部)	
14 完成図等	※作成する(※完成図・保全に関する資料) (1.8.2) ※完成図作図範囲(配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等) 完成図の著作権にかかるとして使用権は発注者に移譲するものとする。	
⑮ 完成写真	◎台紙貼り1部(カーペニス版、) ・70x110部(大きさ335mm×290mm程度、カーペニス版) ◎箇所数は外観4面各筆2面程度とする。規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。	
16 設備工事との取合い	施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ※自動閉鎖装置取付け箇所切込み及び補強 ※駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ	
⑰ 養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共に在来にならぬ補修する。	
⑱ 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故の発生報告書を監督員に速やかに提出すること。	
⑲ 工事期間	※監督員と打合せの上決定	
仮 設 工 事	① 外部足場	外部足場の種別 ※A種 ◎B種・C種・D種 (2.2.1)(表2.2.1) 外部足場の保護シート等による養生 ◎適用する・適用しない (2.2.1)
	② 材料、撤去材等の運搬	種別・A種・B種・C種・D種 ◎E種 (表2.2.2)
	3 受注者事務所	※設置する 10 m程度 (2.4.1)
	4 仮設便所	・男女別ユニットトイレ汲取式・共用型1穴ユニットトイレ汲取式
	⑤ 工事用水	構内既存の施設 ◎利用できる(※有償 ◎無償) ※利用できない
	⑥ 工事用電力	構内既存の施設 ◎利用できる(※有償 ◎無償) ※利用できない

玉滝市民センター屋根補修工事			
No.	伊賀市玉滝地内		A2種
	2	建築改修工事特記仕様書1	
日付	03		係員
	11		



③ 外壁改修工事

① 仕上塗材仕上げ

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量  
※F☆☆☆☆ ・F☆☆☆  
(4.2.2 (j)) (表4.2.4(その1) (その2))

種類・薄付け仕上	呼び名	仕上形状	工法
◎薄付け仕上塗材 JIS A6909 (建築用仕上塗材)	◎外装薄塗材 E	◎砂壁状 ・着色骨材砂壁状	・吹付け
	・可とう形外装薄塗材 E	・砂壁状	・吹付け
	・防水形外装薄塗材 E	・ゆず肌状	・ローラー
		・さざ波状	
・厚付け仕上塗材 JIS A6909 (建築用仕上塗材)	・外装厚塗材 C	スタコ状 ・吹放し 凸部処理	・吹付け
		・ひき起し 凸部処理	・こて塗り
	・外装厚塗材 E	スタコ状 ・吹放し 凸部処理	・吹付け
・複層仕上塗材 JIS A6909 (建築用仕上塗材)	・複層塗材 CE ・可とう形複層塗材 CE ・複層塗材 Si	・ゆず肌状	・ローラー
	・防水形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 E ・防水形複層塗材 RS	凹凸模様	・吹付け

④ 内装改修工事

① 木下地等

表面仕上げ ・A種 ◎B種 ・C種 (6.5.1(c)) (表6.5.1)  
木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比) (6.5.2(a)(1)) (表6.5.2)

部材名称	種別
構造材、下地材	◎A種 ・B種
造作材	◎A種 ・B種

構造材及び下地材の等級 (6.5.2(a)(2)(iv))

部材名称	等級	部材名称	等級	部材名称	等級
下地枠	桧一等				
破風	桧上小				

造作材の等級 (6.5.2(a)(2)(v)) (表6.5.3)

使用箇所	部材名称	等級
生地のまま又は透明塗装塗りの場合	枠、額縁、数層、かも居、かまらの類	◎A種 (ただし、見掛かりの面) ・B種
	押入、戸棚等の内面造作の類	・A種 ・B種
不透明塗装塗りの場合		◎A種 ・B種

代用樹種の使用 ◎禁止する ・禁止しない (6.5.2(a)(3))

(6.13.2) (表6.13.1)

名称	種類	規格、区分等	厚さ (mm)	
せつこうボード その他ボード及び合板張り	せつこうボード (GB-R)		壁 ・9.5 (準不燃) ※12.5 (不燃) ・15.0 (不燃)	
			天井 ・9.5 (準不燃) ※12.5 (不燃) ・15.0 (不燃)	
	・メジガせつこうボード (GB-S)		・12.5 (不燃) ・12.5 (準不燃)	
	・強化せつこうボード (GB-F)		・12.5 (不燃) ・	
	せつこうボード (GB-L)		※9.5	
	・不燃炭層せつこうボード (GB-H)	模種無し	※9.5 (不燃)	
		トラパーチン	※9.5 (不燃)	
	・化粧せつこうボード (GB-D)	普通	・トラパーチン ・木目模様	・9.5 (準不燃) ・12.5 (不燃)
		特殊		
		1号	・2.5	
吸音材料	・ロックウール吸音ボード (R-W)	2号 3.2K	・2.5ガラスクロス包	
	・ガラス繊維吸音ボード (R-F)	内部用	普通 ・9.0 (不燃) ・12	
	・多孔質化能吸音 (DR)	普通	立体模様 ・12.0 (不燃) ・	
		特殊	普通 ・9.0 (不燃) ・	
	立体模様	・12.0 (不燃) ・		

繊維強化セメント ◎創製種カルシウム板 (0.6K) ◎6.0

合板	特殊合板	種別
合板	・天然木化粧合板	・なら ・しおじ 化粧単板※0.3未満 板 ※4.2
	・特殊加工化粧合板	・メラニン化粧合板 ・ポリエステル化粧合板 ・
	・	※3.0
化粧合板		

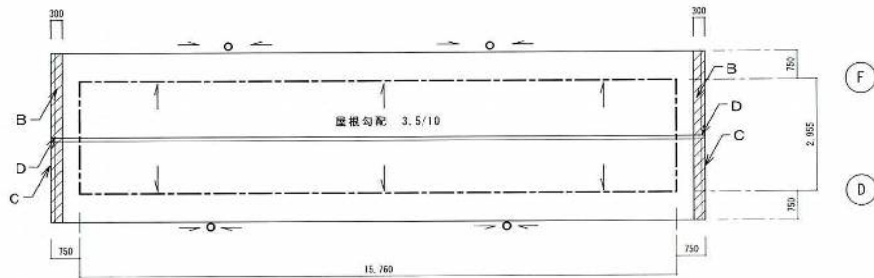
⑤ 塗装改修工事

① 下地調整

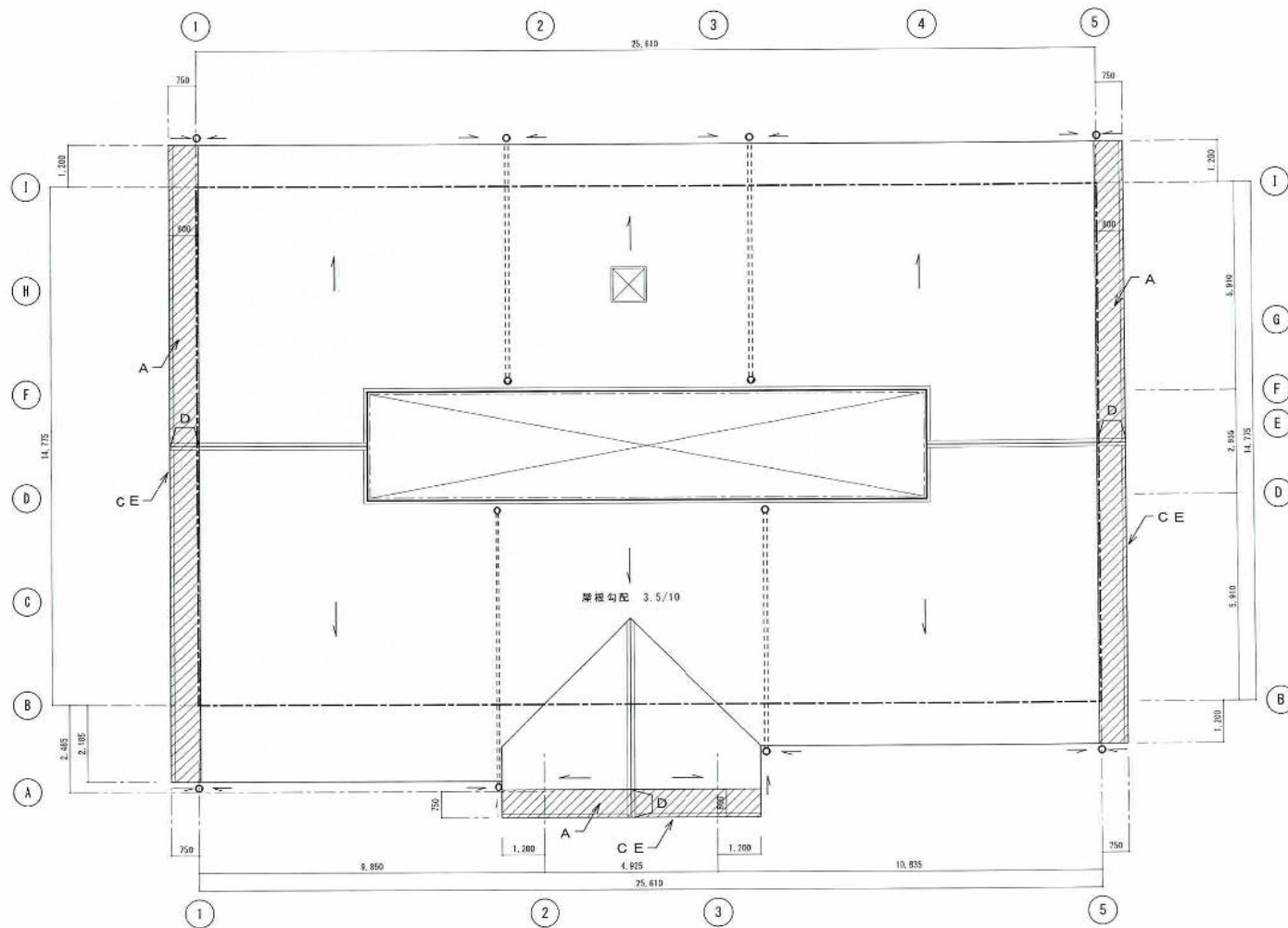
種別	種別
下地	
・木部	・RA種 ◎RB種 ・RC種
・鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種
・亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種 ・RC種
・珪酸面、アラシ面	・RA種 ※RB種 ・RC種
・コンクリート、ACLパネル面	・RA種 ※RB種 ・RC種
・コンクリート、押出成形材板面	・RA種 ・RB種 ・RC種
・せつこうボード、その他のボード	・RA種 ◎RB種 ・RC種

② 木材保護塗料塗り

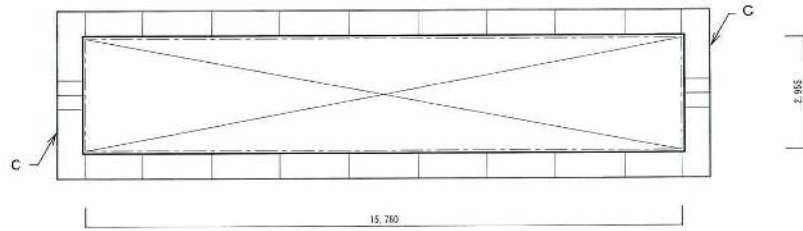
種別 ・A種 ◎B種 (7.15.2) (表7.15.1)



A	モニエル瓦脱着、瓦株木取替、アスファルトルーフィング140mmし張り 接着水切り取付、野地板張り替え(構造用合板1=12)、下地増強
B	モニエル瓦脱着、瓦株木取替、アスファルトルーフィング90mmし張り 接着水切り取付
C	けらば瓦撤去、新張けらば包み(ガルバリウム鋼板t=0.35)
D	柱五段着
E	新張破風板、キシラデコール張り
F	新張軒天、ワイ酸カルシウム板1=6、アクリル樹脂吹き付け



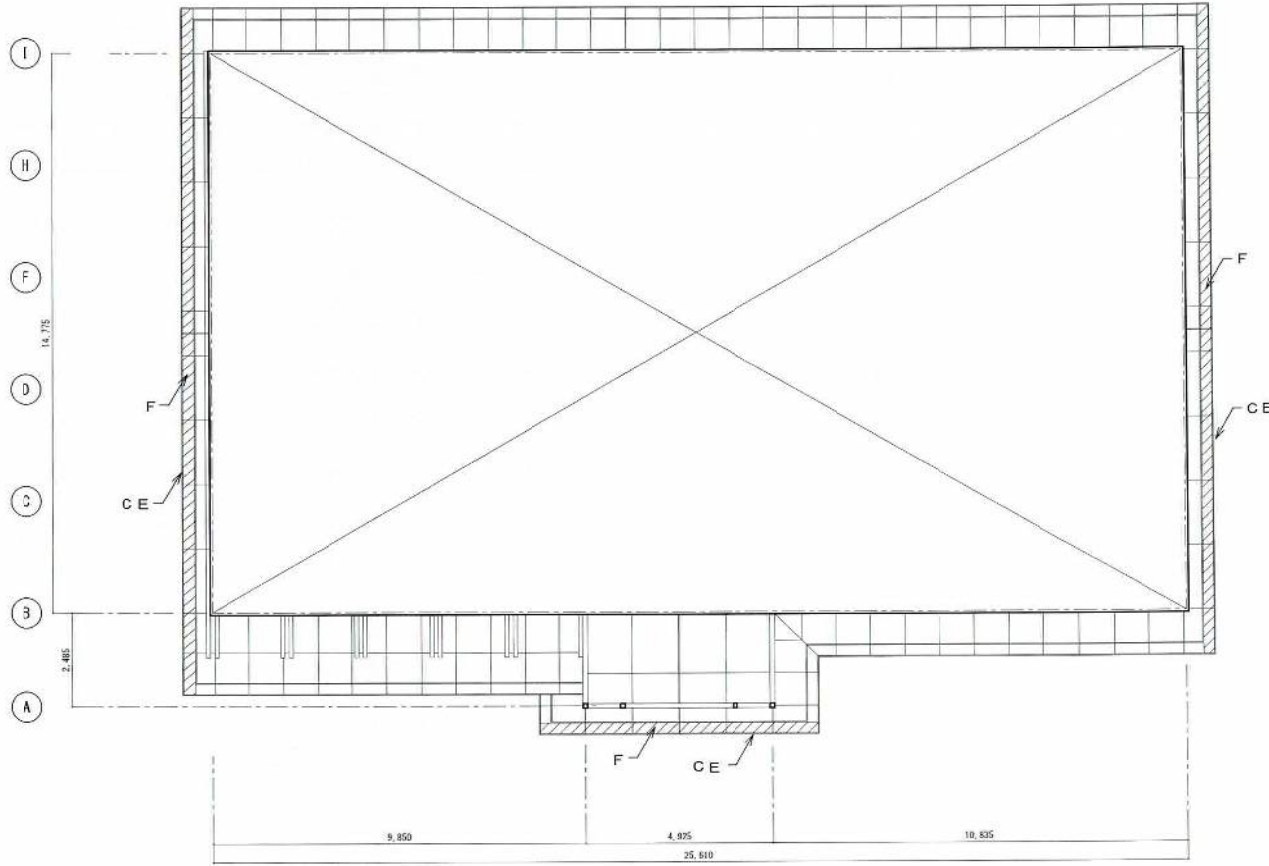
玉流市民センター屋根補修工事		
№	伊賀市玉流地区内	A7版
4	屋根伏図	1/100
日付	28	m/m
	31	作 員



F

D

A	モニエル瓦剥離、瓦株木取替、アスファルトルーフィング340種し張り 捨て水切り取付、磐地板張り替え(構造用合板L12)、下地補強
B	モニエル瓦剥離、瓦株木取替、アスファルトルーフィング340種し張り 捨て水切り取付
C	けらば瓦撤去、新焼けらば包み(ガルバリウム鋼板t0.35)
D	棟瓦保護
E	新規破風板、キシラテコロール張り
F	新規軒天、ワイロカシウム板t6、アクリルリシン吹き付け



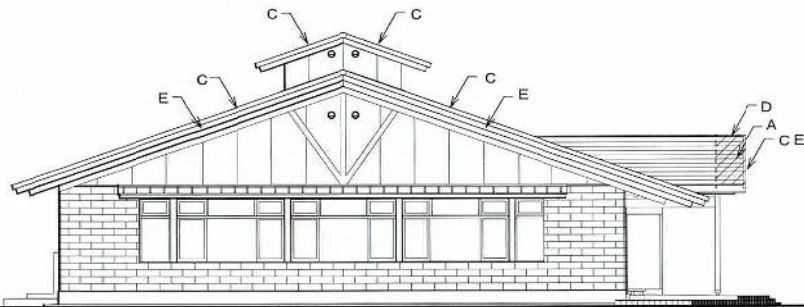
I

I

B

玉流市民センター屋根補修工事		
No.	伊賀市玉流地区内	A2版
5	天井伏図	1/100
		m/m
		係員

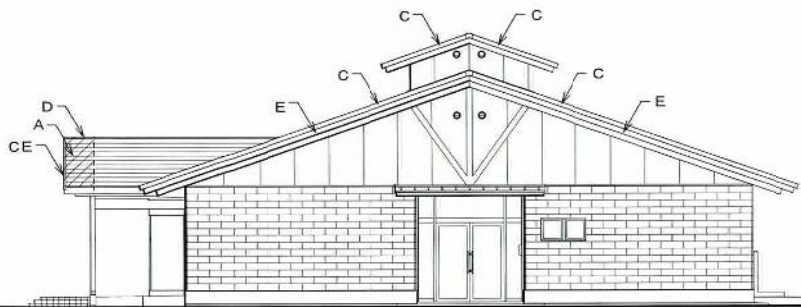
A	モニエル瓦葺き、瓦根木取替、アスファルトルーフィング90増し張り
B	捨て水切り取付、野地板張り替え(構造用合板t=12)、下地補強
C	モニエル瓦葺き、瓦根木取替、アスファルトルーフィング90増し張り 捨て水切り取付。
D	けらば瓦撤去、葺き替えらば包み(ガルバリウム鋼板t=0.35)
E	換瓦装置
F	新規格屋根、キシラデコール塗り
G	新規格天、ケイ酸カルシウム筋せり、アクリルリシン吹き付け



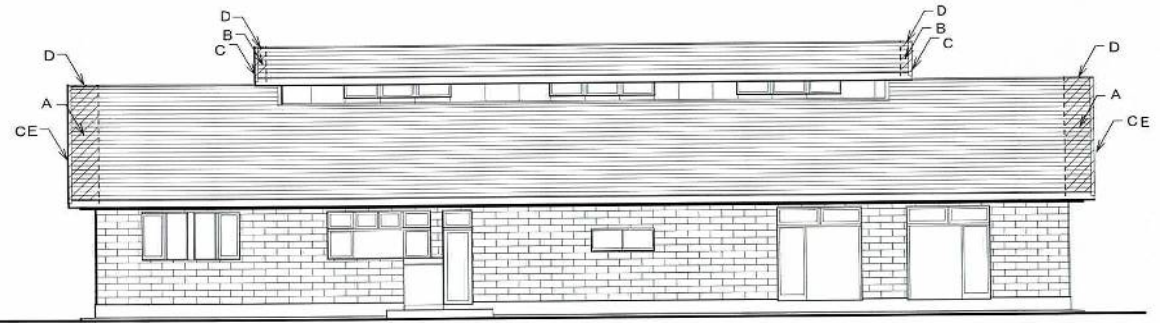
南面図 S=1/100



東面図 S=1/100



北面図 S=1/100



西面図 S=1/100

玉滝市民センター屋根補修工事		
№	伊賀市玉滝地区内	A2級
6	立面図	1/100
		m/m
図		図
日		日

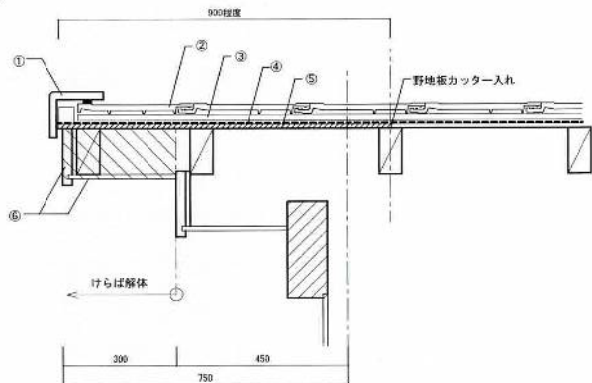


### A部補修詳細

現況

■解体手順

- ①けらば瓦撤去処分
- ②平瓦はがし。巾3枚分。再利用
- ③瓦桟木、範囲内撤去処分
- ④アスファルトルーフィングはがし-再利用出来ない部分は切断撤去
- ⑤野地板撤去処分
- ⑥破面板及び軒天撤去処分

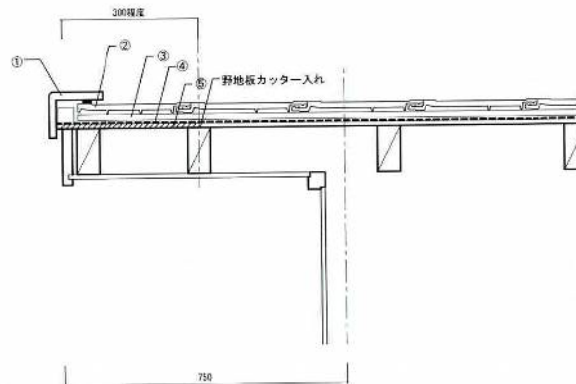


### B部補修詳細図

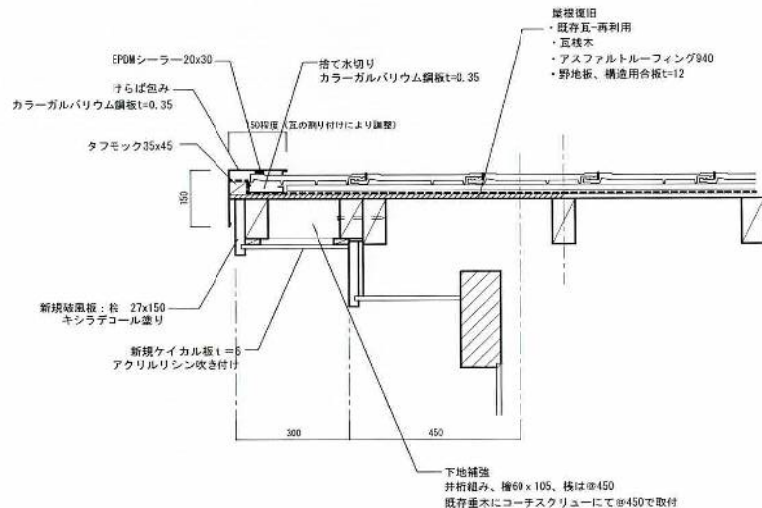
現況

■解体手順

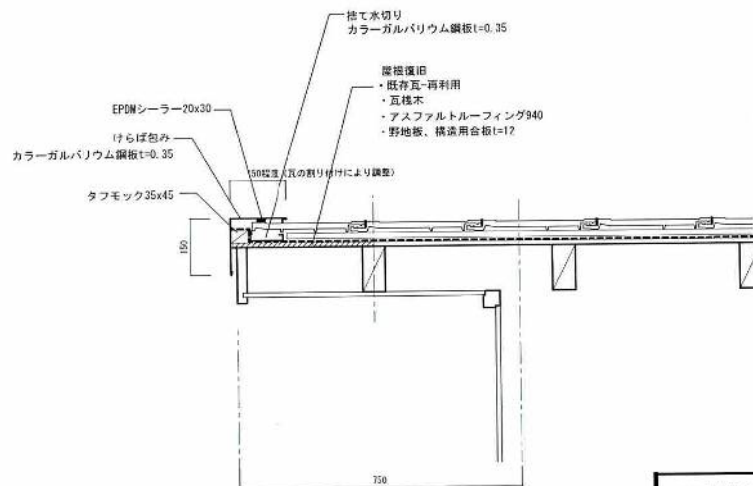
- ①けらば瓦撤去処分
- ②平瓦はがし。巾1枚分。再利用
- ③瓦桟木、範囲内撤去処分
- ④アスファルトルーフィングはがし-再利用出来ない部分は切断撤去
- ⑤野地板撤去処分（腐朽していない場合は、撤去不要）



改修後



改修後



玉湍市民センター屋根補修工事		
No.	伊賀市玉湍地区内	A2区
	補修詳細図	1/10
No.		m/m
		係員